

市民税・県民税の申告

市民税・県民税の申告受け付け日程

会場	期間(土・日・祝日を除く)	時間
市役所東館5階第1会議室	2月16日(月)から3月16日(月)まで	
境支所会議用庁舎1階大会議室	2月19日(木)から26日(木)まで	午前9時～
赤堀支所2階大会議室	3月2日(月)から5日(木)まで	午後3時
あずま支所2階大会議室	3月9日(月)から12日(木)まで	

※いずれの会場も当日の午前8時30分から受け付けを開始します

※市役所会場では、専用サイトで事前予約した人のみ午後3時から4時まで申告を受け付けます

市役所会場のみスマホで事前予約・混雑状況の確認ができます！

市役所会場に限り、専用サイト「ネコの目.com」で次のサービスを利用できます。利用方法の詳細は市HPを確認してください。

●事前予約

※予約枠は申告期間中の各日午後3時から4時までです

※2月9日(月)午前9時から順次予約受け付けを開始します。受付日の1週間先まで予約可能です。予約人数の上限に達し次第、受け付けを終了します

※メールアドレスの登録が必要です

●会場の待ち人数の確認

●呼び出し状況の確認

●呼び出しの順番が近づくとメールやLINE

でお知らせが届く「呼出通知」の登録

【受付時の注意事項】

●受付時に申告に必要な書類(医療費控除の明細書や収支内訳書など)を確認します。書類が未完成の場合は、作成後に受け付けをします

●事前予約をした人は「通知番号」を受付職員に提示してください。予約時間を過ぎてしまうと受け付けができませんので注意してください



▲市HP
▲「ネコの目.com」HP



※画像はイメージです

所得税の確定申告

伊勢崎税務署が申告会場を設けます。入場には入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントから事前予約をしてください。入場整理券は当日会場でも配付しますが、無くなり次第終了となります。詳しくは国税庁HP「確定申告特集」を確認してください。

※会場ではマイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本に相談を受け付けています。マイナンバーカードと併せて暗証番号(数字4桁、英数字6~16文字)が分かるようにしてください

※前年、前々年の確定申告書・収支内訳書(青色申告決算書)の控えがある人は持ってきてください

※申告期間前に申告相談を希望する場合は、事前に電話予約が必要です



▲国税庁LINE公式アカウント

スマホでの確定申告が便利です

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、マイナンバーカードとカード読み取り対応のスマホがあれば、申告会場に出向くことなく、24時間いつでも申告書を作成・提出できます。詳しくは国税庁HPを確認してください。



▲国税庁HP

令和7年分 市民税・県民税の申告と所得税の確定申告が2月16日(月)から始まります

令和7年分の所得にかかる市民税・県民税(住民税)の申告と、所得税の確定申告が始まります。いずれの申告も、令和7年の1年間(1月から12月まで)に得た所得が申告の対象となります。申告は期限内に済ませましょう。

問 市民税課(☎27-2716・☎27-2717)

市民税・県民税の申告が必要な人

本年1月1日現在で市内に住所があり、確定申告を必要としない人で、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。

- ①営業や地代、家賃、配当、農業などの所得がある
- ②給与や公的年金の収入のみで、所得控除の内容に変更・追加がある
- ③所得がない、もしくは遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税所得のみ

所得税の確定申告が必要な人

①事業(個人事業主やフリーランス)・農業・不動産の所得があり、所得の合計額が所得控除の合計額を超えている

- ②給与収入が2,000万円を超えている
- ③勤務先で年末調整をしているが、別の会社からの給与収入が20万円を超えていて、もしくは給与以外の所得が20万円を超えていて
- ④公的年金の収入が400万円を超えていて、または公的年金の収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円を超えていて
- ⑤勤務先の年末調整、年金の扶養親族等申告書の提出後に追加する控除がある(源泉徴収額が0円の場合は市民税・県民税の申告が必要)

市役所・各支所で申告できないものがあります

次の申告は、伊勢崎税務署が設ける申告会場で申告してください。

- 申告=青色申告、準確定申告(亡くなった人または出国する人の確定申告)、令和6年分以前の確定申告など
- 所得=土地や株式などの譲渡所得、先物取引や暗号資産(仮想通貨)にかかる所得、肉用牛の売却による農業所得の特例など
- 控除=繰越損失、雑損控除、国外に扶養親族がいる人など
- 税額控除=住宅ローン控除(1年目の人または連帯債務で借入金がある人)など

申告に必要な物

必ず使う物

マイナンバーカードまたは個人番号が確認できる物、運転免許証などの本人確認ができる物、筆記用具、電卓

給与や公的年金の収入がある人

源泉徴収票の原本

営業、農業、不動産などの収入がある人

収支内訳書とその根拠となる帳簿や領収書など

各種控除を受ける人

国民年金保険料・国民健康保険税の領収書などの支払い額が確認できる物や障害者手帳、生命保険などの控除証明書、医療費控除の明細書など各種控除に必要な物

※収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は事前に作成してください。作成していない場合、受け付けの順番が後になります

ふるさと納税ワンストップ特例申請者は寄附金受領証明書が必要です

寄附金税額控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を申請した人が市民税・県民税の申告や確定申告をすると、特例の適用を受けることができません。申告の際は、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めるため、寄附金受領証明書を持ってきてください。

市民税・県民税の申告は郵送または電子申告で！

申告会場は大変混雑します。郵送でも申告を受け付けるほか、令和7年分の申告から、市民税・県民税の電子申告ができるようになりました。提出方法などの詳細は、市HPを確認してください。



▲市HP

宛先 〒372-8501 (住所不要) 伊勢崎市役所市民税課